

介護保険、その他行政サービスに関する情報提供の実際

－ B 棟 5 階看護婦 22 人にアンケート調査を実施して－

B 棟 5 階

○野 田 由美子 古 宮 由美子
谷 口 早 苗

はじめに

介護保険が導入されて約一年半経過している。脳外科においても特定疾患患者や後遺症を残し退院後も要介護状態になるケースが多い。宮崎は¹⁾「ナースが介護保険の仕組みや内容を把握していなければ、ケア実践自体が円滑に進まない可能性もある」と述べているが、当院は 3 次救急病院ということもあり、これらの対象患者が他院に転院することも少なくない。

そのため、当科看護婦は介護保険、その他行政サービスについての情報提供をどう考えているのか、患者から質問があったとき誰が対応すればいいと考えているのか、という疑問が生じた。

そこで今回、当病棟における情報提供の実際と看護婦が介護保険についてどのくらい知っているのかを調査した。

尚、ここでいう『その他行政サービス』とは当院で取り扱っている公費負担制度と福祉制度に限定する（表 1）。

1. 研究方法

- 1) 調査期間：平成 13 年 8 月 1 日～9 月 30 日
- 2) 調査方法：アンケート調査（表 2） 回収率 100%
- 3) 対象：奈良県立医科大学付属病院 B 棟 5 階婦長、主任を除く看護婦 22 名（図 1 参照）

2. 結果

患者、家族から質問を受けたことがあるかとの問いに「ある」と答えた人は 22 人中 5 人だった（図 2）。質問内容として「訪問看護（介護）を受けたいがどうすればいいか。どこに行けばいいか」が最も多く、次に「障害者手帳をもらいたい」「ベッドが借りれると聞いたが…」という内容で、その時の対応としては婦長に相談したり、市役所に行くように進めたとの回答だった。また、公費負担等金銭に対する質問はなかった。

次に看護婦自ら積極的に情報提供したことがあるかどうかについては 22 人中 2 人が「ある」20 人が「ない」と返答した（図 3）。ない理由について複数回答してもらったところ「介護保険、行政サービスについて知らない」が 13 人、「どのように説明したらいいかわからない」5 人、「患

者に聞かれたときに対応すればよい」3人、「当病院は3次救急病院なので必要ない」1人、「そのようなケースにあたらなかった」3人であった。また、あると答えた2人に提供内容を質問したところ「市役所にたずねるよう言った」「車椅子やベッドのレンタルがあることを伝えた」「訪問看護ステーションの一覧表を渡した」であった。

誰が、いつ頃、誰に、何についての情報提供をすればいいのかという質問に対しては、「プライマリーナースおよび質問されたナースが」「医師から予後に対するムンテラ後」「介護保険、障害者福祉対象となる患者や興味を持って質問される患者に」「どこに行けば手続きできるのか、手続き方法、サービス内容について」の情報を提供すればよいという結果となった(図4)。しかし一方で、医師、及び婦長・主任、また他部門(ケースワーカー等)にまかせたほうがよいという意見も多く22人中7人みとめられた。

実際、平成13年4月～9月までで、介護保険申請の適応患者は第一号被保険患者が40人、第二号被保険患者が13人いたが、申請したケースは前者が4件、後者が5件であった。また、この申請した9件のうち研究対象者が情報提供したケースは0件であった。

次に当病棟看護婦が介護保険についてどれくらい知っているかを調査したところ以下の結果であった。

介護保険について(表3)対象者を知っている者3人、第一号被保険者は知っているが第二号被保険者を知らない者8人、その他『身体障害者手帳を持っている人が対象』と思い込んでいる者が2人いた。サービス内容については在宅サービス、施設サービス共理解している者4人、在宅サービスのみなんとなく理解している者が7人だった。申請方法については理解している者が8人いたが、病院福祉課や保健所で申請すると思い込んでいる者もいた。

その他の行政サービスについては1人が障害者手帳の申請方法、福祉内容、障害者雇用について知っているのみであった。

また、1年目の看護婦のほうが先輩看護婦に比べて回答率が高かった。

3. 考察

宮崎は¹⁾「病棟ナースも介護保険と無縁ではいられない。退院後の行き先によって必要な支援も異なっており状況に応じて患者・家族に適切な援助を提供しなくてはならない」、更に「ケースワーカーに橋渡しをするにしてもケアや病状をふまえて総合的に判断できるナースの関与が必要」と述べている。このように、病棟看護婦の介護保険その他行政サービス等に対する介入の必要性が呼びかけられるなか、当病棟では、情報提供がほとんどなされていなかった。研究当初は当院は3次救急病院のため転院も多く、情報提供は必要ないと思っている人が多いのではないかと考えていたが、そう考える人は少なく、むしろ看護婦自身の知識不足により介入ができなかったのではないかと考える。

脳外科病棟では、第二号被保険患者である特定疾患患者も多く、また介護保険の対象者でなくても障害者福祉対象となる患者もある。どの患者が何の対象なのか、どういう患者をケース

ワーカー他関連職種に紹介するか等を見きわめることも必要だろう。

アンケート結果では1年目看護婦のほうが先輩看護婦より、知識があった。これは介護保険が導入されてまだ一年半なので1年目看護婦のほうが学生時代に学んできたからだと考える。一方、新たに変化しつつある社会のながれをとりいれるためには、先輩看護婦も受動態ではなく自ら積極的に学んでいくことが大切である。

4. まとめ

今回、当病棟において、介護保険その他行政サービスに関する情報提供の実際と看護婦がそれらの保険、サービスについてどのくらい知っているかを調査し、情報提供の必要性を感じながらも知識不足により、積極的な介入ができていないことが明らかになった。

今回の調査により、当病棟としての方向性が示されたので今後勉強会、他部門との交流会などを開催し積極的に情報提供していきたいと思う。また今回は患者の意見を聞くことができなかったので今後検討しそれらをふまえた退院指導をしていきたい。

引用文献

- 1) 宮崎和加子：看護婦の真価が介護保険で試される，ナース専科，P.22 (4)，2000.

参考文献

- 1) 摂待幸子：脳外ビギナースタッフのための脳卒中ナースングマニュアル 第10章 退院指導・在宅ケアの援助 4 もっと考えてみよう 経済的補助システムの活用，Brain Nurs，春季増刊，317～336，2001.
- 2) 千田みゆき：病院から在宅へつなぐ看護，臨床看護，24 (1)，7～9，1998.
- 3) 宮坂順子：退院を可能にする条件・困難にする条件，臨床看護，19 (2)，175～179，1993.

公費負担医療制度

制度	対象者	病院での書類の流れ	最終申告先	医療費
生活保護	生活困窮者	病院二課→病棟→病院二課	→ 福祉事務所	無料
特定疾患	国で定める特定疾患に罹患したもの 例：後縦靭帯骨化症	病院二課→病棟→病院二課	→ 保健所	一部負担あり
小児慢性特定疾患	18歳未満で国が定める小児の特定疾患に罹患したもの 例：脳腫瘍	病院二課→病棟→病院二課	→ 保健所	無料
育成医療	18歳未満で手術を受けなければ将来に障害を残すもの 例：水頭症	病院二課→病棟→病院二課→患者	→ 保健所	所得に応じ負担あり

福祉制度

制度	対象者	病院での書類の流れ	最終申告先	医療費
身体障害者手帳	身体に障害を来たしその状態が固定したもの 例：脳梗塞後の肢体不自由	患者→病棟→患者	→ 市町村福祉担当課	原則 1、2 級は無料
介護保険	65 歳以上の人 40 歳から 65 歳未満の脳血管疾患等の特定疾患に該当するもの	市町村→病院第二課→病棟→病院第二課	→ 市町村介護保険担当課	-

表1 当院で取り扱っている行政サービス

介護保険が導入されて一年が過ぎました。当府県でも後遺症を残し要介護となる患者さんが多くおられますが、当院は三次救急施設ということで対象患者が他院に転院されるケースもあり情報提供されていないのが現状です。そこで今後どうしたらいいのかみんさんの考えを知りたいので以下のアンケートにご協力をお願いします。

- 勤続年数 () 年目
- チーム ()
- 患者および家族から介護保険あるいはその他の行政サービスについて聞かれたことがありますか。

ある ない

あると答えた方

- ① そのときの質問内容を具体的に記入して下さい。
- ()
- ② そのときの対応を具体的に記入して下さい。
- ()

ないと答えた方

- ① もし聞かれたらどう対応すると思いますか。
- ()

- 今まで積極的に介護保険あるいはその他の行政サービスの情報提供をしたことがありますか。

ある ない

あると答えた方

- そのときの提供内容を具体的に記入して下さい。
- ()

ないと答えた方

- 理由 (当てはまるもの全てに○をしてください。)

- ① 介護保険行政サービスについて知らない
- ② 三次救急なので言う必要がない
- ③ どう患者に言えばいいかわからない
- ④ 患者に聞かれたときに言えばいい
- ⑤ その他 ()

- 誰が情報提供したらいいと思いますか。

- ① 当院ですら必要がない
- ② Dr. にしてもらおう

- ③ 科長・主任にしろとう
- ④ ケースワーカーなどの他部門にまかせる
- ⑤ プライマリ・ナーシングが行う
- ⑥ 質問された看護師が責任をもって答える
- ⑦ その他 ()

- いつ情報提供したらいいと思いますか。

- ① 入院時より後々に
- ② Dr. から予後についてのムンテラ後
- ③ リハビリ開始後
- ④ 退院が決まった時
- ⑤ 患者・家族に聞かれたら
- ⑥ その他 ()

- 誰に情報提供したらいいと思いますか。(当てはまるもの全てに○)

- ① 家たまり患者とその家族
- ② 65歳以上の全ての患者とその家族
- ③ 特定疾患で介護が必要な40歳以上の患者とその家族
- ④ 難病者申請を希望している人
- ⑤ 興味を持って質問したりされる患者とその家族
- ⑥ 全ての患者とその家族

- 何について情報提供したらいいと思いますか。(当てはまるもの全てに○)

- ① どこに行ったら手続きができるのか
- ② 手続き方法
- ③ サービス内容
- ④ その他 ()
- 介護保険・行政サービスについてあなたが知っていることを書いて下さい。
- 介護保険について
- ()
- ② サービス内容
- ()
- ③ 申請方法
- ()
- その他行政サービスについて
- ()

表2 アンケート内容

患者・家族から介護保険あるいはその他の行政サービスについて聞かれたことがありますか (n=22)

ある 2人	ない 20人
-------	--------

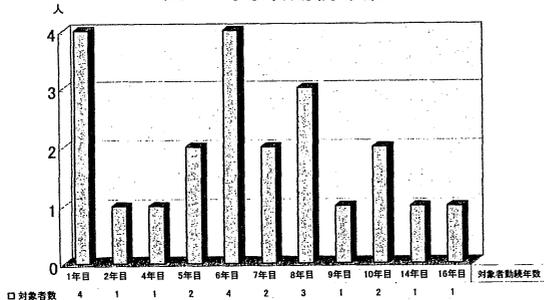
図2

今まで積極的に介護保険あるいはその他の行政サービスについて情報提供したことがありますか (n=22)

ある 5人	ない 17人
-------	--------

図3

図1 対象者勤続年数



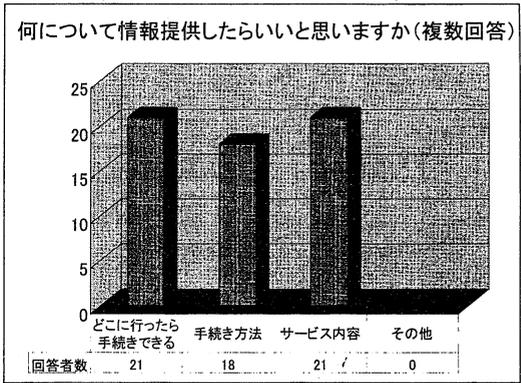
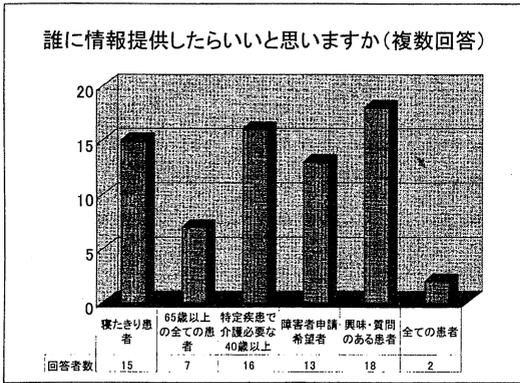
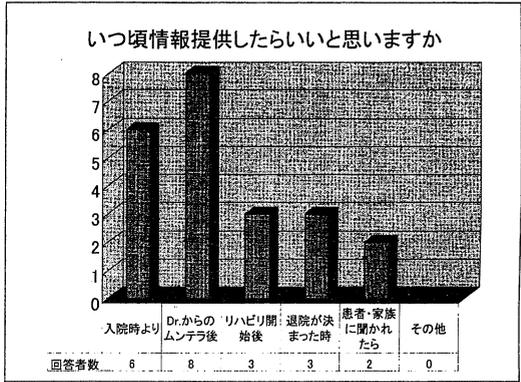
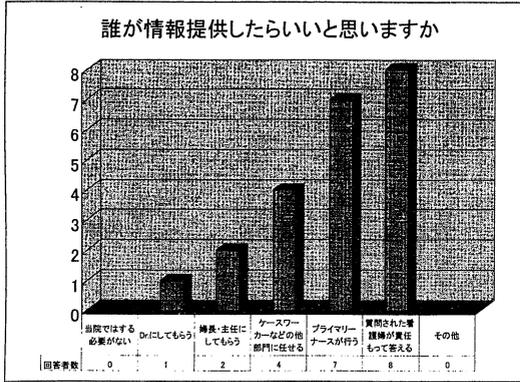


図4

対象

第一被保険者・・・65歳以上の人

第二被保険者・・・40歳から65歳未満の特定疾患に該当するもの

特定疾患（加齢との関係がある疾患、要介護状態になる可能性が高い疾病で15疾病が指定されています）

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊柱間狭窄症
- ・パーキンソン病
- ・早老症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・慢性関節リュウマチ
- ・シャイ・ドレガー症候群
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・初老期における痴呆症
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変性を伴う変形性関節症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脳血管疾患

サービス内容

在宅サービス

訪問看護

訪問入浴看護

訪問看護

通所・訪問リハビリテーション

短期入所サービス

ショートステイ

その他の在宅サービス

居宅療養管理指導

特定施設入所者生活介護

グループホーム

施設サービス

特別養護老人ホーム

老人保健施設

介護療養型医療施設

ディサービス

福祉用具の貸与

住宅改修費の支給

表3